

自主防災組織の手引き

～自分たちのまちは自分たちで守る～



平成25年5月
(令和6年3月改訂)

小 郡 市

目 次

第1章 自主防災組織とは？	1
1 自主防災組織の位置づけ	1
2 自主防災組織の必要性	2
3 自主防災組織の活動（一例）	2
4 自主防災組織の組織構成	3
5 校区まちづくり協議会の防災部会との連携・協力	6
第2章 防災訓練をやってみよう！	7
1 避難訓練	7
2 初期消火訓練	9
3 情報収集・伝達訓練	12
4 救出・救護訓練	14
5 給食・給水訓練	16
6 防災図上訓練	16
7 その他の防災訓練	19
8 防災訓練を行うにあたって	19
第3章 避難行動要支援者の支援	20
1 支援のための地域づくり	20
2 個人情報の取り扱い	21
3 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成	21
第4章 災害時備蓄体制の構築	24
1 備蓄の基本的な考え方	24
2 備蓄資機材等の管理及び点検・整備	25
資 料	
1 自主防災会規約（例）	26
2 自主防災組織の初動マニュアルの一例	27
3 避難行動要支援者名簿登録申請書	40
4 避難行動要支援者個別避難計画	41
5 防災用品一覧	42

第1章 自主防災組織とは？

- ◎ 地域住民が「自分たちの地域と自らの命は自分たちで守る」という、自覚、連帯感に基づいて自主的に結成し、地震や水害等の災害が発生した時には、ボランティアとして地域における被害を軽減するための防災活動を行います。
- ◎ 自主防災組織が活動する上で最も重要なことは「二次被害の防止」です。自主防災組織に参加する住民は、消防士や自衛官のようなスペシャリストではありません。たとえ地域を守るための防災活動であっても、危険が伴う活動を強要したり、その方を危険にさらすことによって、ケガをしたり、命を落とすようなことは絶対に避けなければなりません。自主防災組織が活動を行う際は、二次被害防止の対策を十分にとって行うことが重要です。
- ◎ 組織的に活動するため、小郡市では行政区単位で自主防災組織を設立しており、全ての行政区（62区）で設立されています。
- ◎ 平常時には、初動マニュアル（地区防災計画）を作成して防災訓練、啓発活動、災害に備えた備蓄などを行い、災害時には初動マニュアルに基づき、情報収集・伝達、初期消火、避難支援・誘導、救出・救護などの活動を行います。

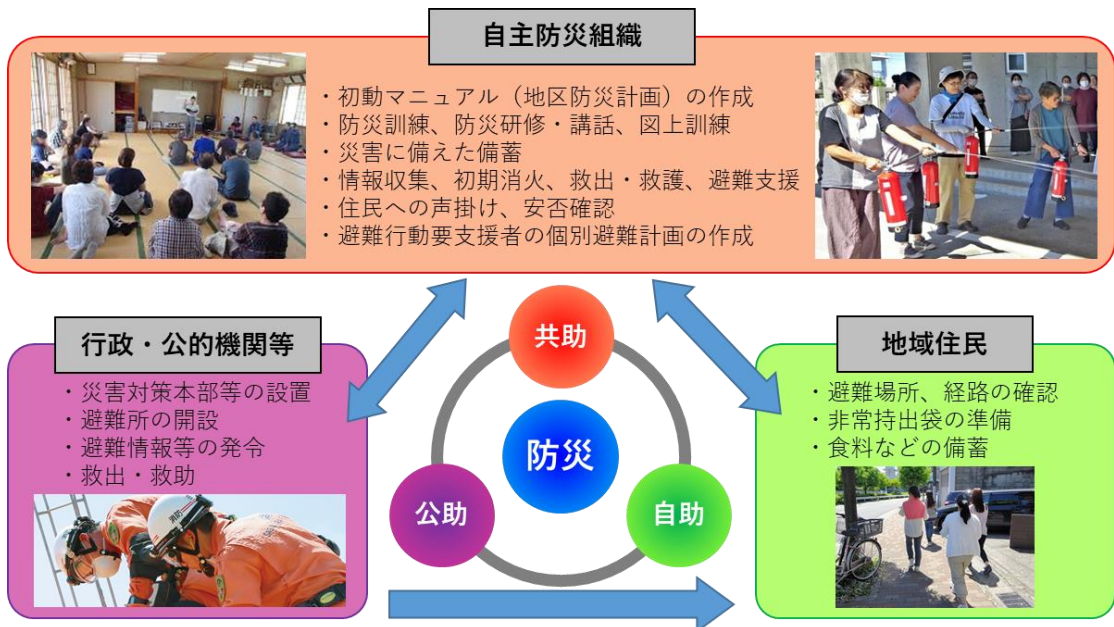
1 自主防災組織の位置づけ

災害の被害を軽減させるためには、行政による救助・支援などの「公助」に加えて、地域住民の相互援助で助け合う「共助」、自らを守る「自助」のそれぞれの活動が必要です。

自主防災組織は、このうち「共助」のための中核となる組織であり、かつ「自助」を行う住民個人を直接・間接的に支える地域における基盤組織となります。

緊急を要する災害時には、行政などの公的機関による救助・支援などには時間がかかる、広範囲にわたる支援には人手が足りないなどの制約があるため、地域の防災力である自主防災組織「共助」の活動が重要となります。

特に、高齢者、乳幼児、障がい者などの避難行動要支援者の命を守るためには自主防災組織の「共助」の活動が極めて重要になります。



2 自主防災組織の必要性

被災地域では、発災直後は交通網の寸断、通信網の途絶・輻輳、火災の同時多発などにより、すぐに消防、警察、自衛隊等の救援が得られない状況が予測されます。しかしながら、被害を最小限に抑え、一人でも多くの命を救うためには、発災後早い段階での救助・支援が必要になります。

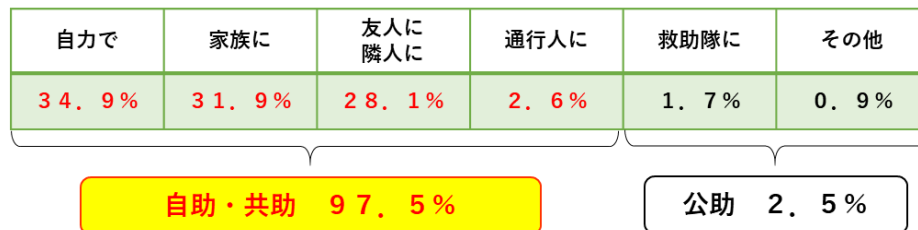
そのような状況の中で求められるのが、出火の防止、初期消火、災害情報の収集・伝達、避難支援・誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等の地域を単位とした自主的防災活動であり、これらの役割を担うのが自主防災組織です。

災害時に住民個々がばらばらに行動しても効果は限定的であり、地域としての防災力を発揮するためには、組織として行動することが有効となります。

多くの犠牲を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、普段から近隣や地域社会とのつながり、結びつきが極めて重要であることが再認識されることとなりました。

この震災で、生き埋めや建物に閉じこめられた人々のうち、消防などの公的機関の救助（公助）によるものはわずか2%で、多くは、自力または家族や隣人などの地域住民によって救出されました。

生き埋めや閉じ込められた際の救助



【資料「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」（平成8年11月日本火災学会）】

3 自主防災組織の活動（一例）

【平常時】

項目	具体的な活動内容
災害に備える	<ul style="list-style-type: none"> ◎初動マニュアルの作成、見直し ◎防災資機材、備蓄品の整備・管理
災害時の活動の習得	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災訓練の実施（初期消火、避難、応急救護等） ◎防災図上訓練の実施（本部の活動要領等） ◎給食活動（夏祭り、餅つき等）
災害による被害を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災マップの作成（危険個所の把握、避難経路の確認） ◎連絡網の作成・活用
避難行動要支援者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難行動要支援者名簿掲載者の把握と更新情報の収集 ◎個別避難計画の作成（避難等の支援要領、支援者の選定） ◎日頃からの交流
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ◎初動マニュアル（地区防災計画）の説明 ◎防災研修・講話の開催

【災害時】

項目	具体的な活動内容
情報収集・伝達	◎被害状況、救援情報の収集と伝達 ◎災害対策本部等の防災機関との連絡
初期消火	◎消火器などによる初期消火活動
避難支援・誘導	◎避難行動要支援者に対する支援 ◎住民の安否確認 ◎一時避難場所の開設 ◎住民の指定避難所への誘導
救出・救護	◎被災者の救出、安全な場所への搬送 ◎負傷者に対する応急救護 ◎支援・介助が必要な人への手助け
給食・給水	◎給食・給水所の運営支援 ◎炊き出しによる給食、救援物資の受領、分配

4 自主防災組織の組織構成

自主防災組織は、地域のみなさんが自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成され、その活動は地域に密着したものであることが重要です。

(1) 自主防災組織の構成規模

- ◎ 構成員が協力して、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感が生まれる規模であること。
- ◎ 日常生活上の関係の深い地域として、一定のまとまりを有する範囲であること。
このような要件から、小都市では、行政区単位を構成規模として自主防災組織を設立しています。しかしながら、地域の特性により、人が足りない、高齢者しかいないなど、自主防災組織の活動に限界がある場合は、全ての活動を想定する必要はなく、自治会の実情に応じて、自分たちの身の丈に合った範囲内で可能な活動を検討することが重要です。

(2) 自主防災組織の編成

自主防災組織が災害時の活動を迅速かつ効果的に行うには、あらかじめ組織内の役割分担を決めておく必要があります。自主防災組織の一般的な編成と役割は、次のとおりです。

		班	平常時の活動	災害時の活動
会 長	副 会 長	情報班 (班長)	・防災知識の普及 ・情報収集、伝達訓練	・地域の被害状況の把握 ・災害情報の収集、伝達
		消火班 (班長)	・初期消火訓練 ・消火用機材の管理等	・出火防止、初期消火活動 ・消防団、消防署との連携
		避難誘導班 (班長)	・避難行動要支援者の把握 ・危険個所の把握、避難経路の確認 ・避難訓練	・避難行動要支援者の避難支援 ・危険個所の標示 ・避難誘導

		班	平常時の活動	災害時の活動
会 長	副 会 長	救出救護班 (班長)	・ 応急手当の知識普及 ・ 救出救護訓練	・ 被災者の救出活動 ・ 応急手当等の救急措置
		給食給水班 (班長)	・ 食料等の備蓄の呼びかけ ・ 炊き出し、給水訓練	・ 炊き出し等の給食活動 ・ 食料、応急物資の調達、配分

◎ 上記の組織の編成は、あくまでも一般的なものであり、地域の実情や自主防災組織の目的などに応じて、必要な班を編成しましょう。自主防災組織の行う災害時の活動は、あくまでもボランティアとして行う活動であって、全ての活動を行わなければならないものではありません。まずは、地域の実情に即した、身の丈に合った活動を行うための組織を、平素の自治会組織の役員・班・組を活用しながら、編成してみましょう。また、自主防災組織の平常時の活動を通じて、軌道に乗ってきたら班を増やして活動の拡充を図ることも検討してみましょう。

◎ 自主防災組織の編成にあたっては、男女が性別にとらわれないで、能力を十分に発揮することが重要です。このため、本部の役員や各班に男女ともに配置して方針決定や活動に女性が参画できる組織づくりを考慮しましょう。

(3) 自主防災組織の規約の作成と見直し

ア 規約の作成

自主防災組織の活動の準拠となる規約を定めましょう。

規約には、組織の名称、目的、活動の内容、組織の構成など、組織として活動するための基本的な項目を定めます。

※《資料－１》に規約の一例を記載していますので、参考にしてください。

※規約は、内容が重いと活動自体が重荷になってしまいますので、地域の特性、行政区や自主防災組織の規模、コミュニティの熟成度等に応じて無理なく活動しやすい内容にしておきましょう。

※総会・役員会は行政区の総会・役員会と併せて開催すると効率的です。

イ 規約の見直し

自主防災組織の設立に際して、規約を定めている場合には、現状に合わせて規約の見直しを検討しましょう。

【見直しの内容（例）】

- ・ 活動の内容：実情に即した活動内容の見直し
- ・ 組織の構成：実情に即した役員の編成、任務の見直し

(4) 初動マニュアル（地区防災計画）の作成と見直し

ア 初動マニュアルとは

自主防災組織の規約に基づき、自主防災組織が自発的に行う平常時及び災害時の防災活動に関して具体的な要領・内容を計画したものです。

イ 初動マニュアル（地区防災計画）の作成

◎ 初動マニュアルは、地域の居住者が主体となって作成する計画です。

◎ 初動マニュアルに記載する内容（一例）

- ・ マニュアルの名称（「〇〇区自主防災会初動マニュアル」）
- ・ マニュアル作成の基本方針（マニュアル作成の趣旨及び目的）

- ・ マニュアルを作成する主体（行政区名、規模、所在地など）
- ・ 地区の特性、予想される災害
- ・ 活動内容（災害時、平常時）
- ・ 防災体制（組織編制、役割、活動開始の基準、活動の時期的範囲、資機材等）
- ・ 平常時の活動（防災訓練、研修・講話、資機材の点検・整備等）
- ・ 避難行動要支援者への支援

※《資料－２》に初動マニュアルの一例を記載していますので、参考にしてください。

◎ 初動マニュアルの一例には、必要と思われる全て項目、内容を記載しています。初めて初動マニュアルを作成する際は、自主防災組織のそれぞれの地域の特性に応じて、災害時及び平素の活動のために必要な最低限の項目、内容を精選して作成し、実情や活動実績等に応じた見直しにより充実を図っていくようにしましょう。

◎ 初動マニュアルの作成支援

令和４年度から市の自主防災組織強化事業として、防災安全課職員による自主防災組織の初動マニュアルの作成支援を行っていますので、初動マニュアルを作成される際には、防災安全課に是非ご相談ください。

ウ 初動マニュアル（地区防災計画）の見直し

初動マニュアルを既に作成している自主防災組織は、組織の実情や防災活動の熟練度に応じて初動マニュアルの見直しを検討しましょう。

【見直しの内容（例）】

- ・ 活動内容：組織の実情等に即した活動内容の見直し
- ・ 防災体制：区の実情に即した組織編制、役割等の見直し
資機材等の充実や損耗に応じた見直し
- ・ 平常時の活動：区の活動計画等に応じた訓練・研修等の見直し
資機材の状態等に応じた点検・整備の見直し
避難行動要支援者の変化に応じた支援要領の見直し

エ 初動マニュアル（地区防災計画）の「小郡市地域防災計画」への位置づけ

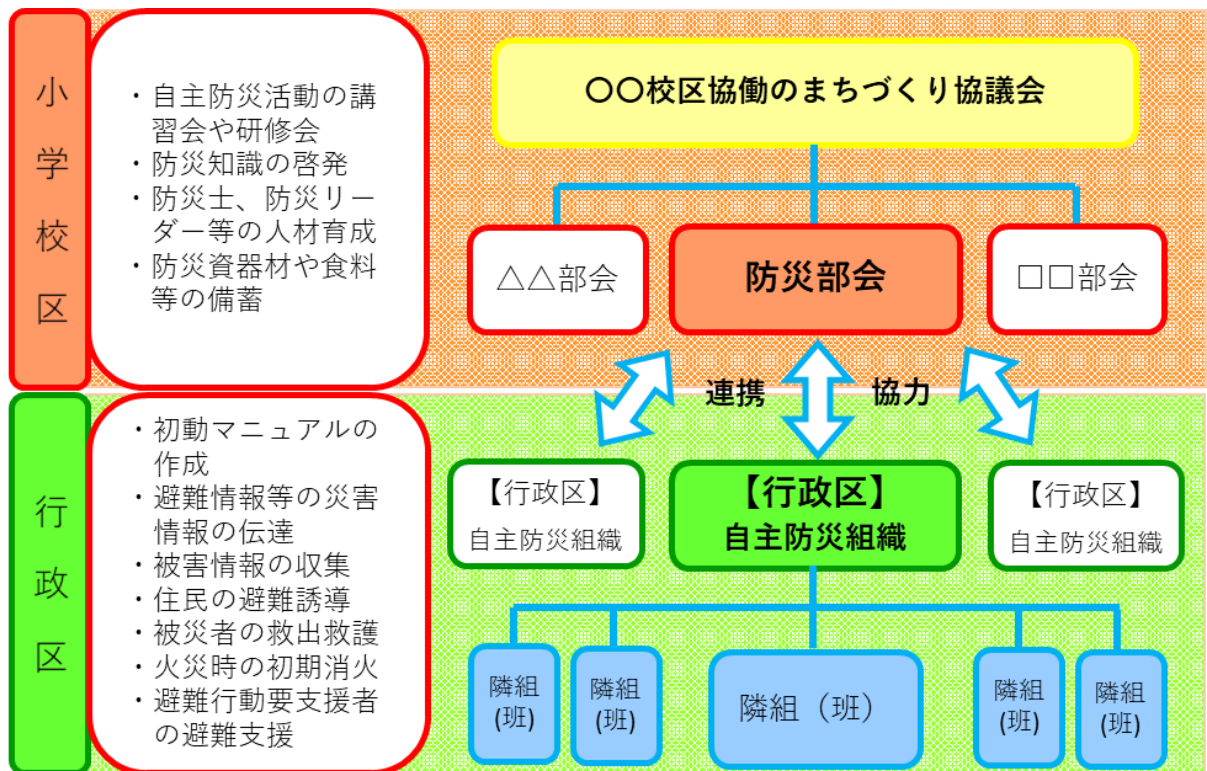
災害対策基本法第４２条の２に基づき、自主防災組織の初動マニュアル（地区防災計画）を小郡市地域防災計画の中に位置づけることができます。その要領・手順については、防災安全課にお尋ねください。

5 校区協働のまちづくり協議会の防災部会との連携・協力

小郡市は、小学校区単位でまちづくり協議会を設立して、それぞれの協議会の中に防災部会を立ち上げて自主防災活動の取り組みを行っています。

小学校区は地域性や人口構成が類似した行政区の集まりで、地域を襲う災害も類似しており、その災害に対する防災課題は各行政区で共通していることが多くあります。共通課題の解決に向けて、各行政区で協議するだけでなく、小学校区で共通認識のもと知恵を出し合いながら協議することで、より効率的で有効な活動に繋がります。

このため、小学校区の防災部会の取り組みとしては、災害時の情報伝達や避難誘導、避難行動要支援者の避難支援などの地域における防災活動の中心的な役割を担う各行政区等の自主防災組織に対して、その活動を推進・支援していくため、自主防災活動に関する講習会や研修会の開催、市民への防災知識の普及啓発、防災士や防災リーダーの人材育成等の役割を担うこととなります。



第2章 防災訓練をやってみよう！

地球温暖化などの影響から毎年大雨による災害が発生しており、また、小都市に大きな影響を及ぼす警固断層などを震源とする直下型の地震はいつか必ず発生します。このため、常日頃から、防災に関心を持ち、防災訓練などにより、万が一に備えておくことは、自分や家族、地域の人々を守るために必要なことです。

防災訓練は、災害が発生した時に、自分や家族の生命・身体・財産を守るために、慌てず落ち着いて、適切な対応を行えるようにするため、また、自主防災組織として組織的な活動を行うために必要となります。そのほかにも、一人の力ではできないことも「周りの人と協力」することで、命を救う活動を行うことができるということも知ることができます。

防災訓練は、「万が一のときの対応は命に関わる」という意識をもって大切に取り組んでいきましょう。

ここから、地域で実施する防災訓練の一例を紹介していきます。

1 避難訓練

(1) 地震発生時の行動から一時避難場所への避難を行う訓練

ア 目的

身の安全の確保、出火防止など、地震発生直後に行う行動と一時避難場所までの避難の要領を習得する。

イ 訓練内容

a 大きな揺れを感じた時（地震発生時：0分～1分）

- ① 窓際から離れ、落ちついて、テーブルや机の下などで身（頭）を守る。
- ② ドアを開け、脱出口（避難経路）を確保する。

※まずは、身の安全の確保！

家屋倒壊の危険を感じたら、外に避難する。



【机やテーブルの下に身を隠す】 【脱出口の確保】

b 揺れが収まった時（1分～5分）

- ① 火元を確認し、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチとブレーカーを切る。
- ② 家族の安否を確認する。
- ③ 携帯ラジオなどで情報収集する。

※火災が発生したら初期消火を行う。

自分で消火できない場合は、大きな声で、近所に応援を要請する。



【ガスの元栓を閉める】



【ブレーカーを切る】

c 避難開始（5分～15分）

- ① 家屋の倒壊の恐れがある場合や避難情報が発令された場合は、非常用持出袋を持って、隣近所で声を掛け合って、一時避難場所（集合場所）へ避難する。避難行動要支援者の方に対しては、特に配慮する。
- ② 安否情報、家屋の倒壊、道路の陥没など、避難中に収集した情報を情報班等に伝達する。



【非常用持出袋の準備】



【近隣へ声を掛けて避難】

ウ 準備用品（例）

非常用持出袋（非常食、飲料水、ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ライター・マッチ、多機能ナイフ・缶切り、ティッシュ、タオル、ビニール袋、衣類、軍手、救急品、常備・服用薬、眼鏡・老眼鏡、貴重品、現金、保険証 など）

エ タイムスケジュール（所要時間 約20分）

時間	内容	担当
5分	地震発生時の対応行動	各自
15分	避難訓練	各自

(2) 避難場所への避難及び避難支援・誘導を行う訓練

ア 目的

避難場所までの避難経路の確認、安否確認、避難行動要支援者の避難支援、避難誘導を含めた避難要領等を習得する。

イ 訓練内容

a 避難を開始する前に

自主防災本部の指示により、指定された避難場所に避難するよう伝達する。この際、避難行動要支援者等の方に対する情報伝達・避難誘導は特に配慮する。

※地震発生、避難開始の情報伝達には、市との調整により防災行政無線による放送・伝達が活用可能

b 避難開始～避難場所まで

- ① 各家庭ごとに隣近所に声を掛け、避難場所までの避難経路を確認しながら、避難を行う。
- ② 避難の途上では、避難経路上の危険個所（倒壊の危険のあるブロックや塀など）を確認しながら避難し、安全な避難経路への変更を検討する。避難時の歩行速度は、高齢者や子供などのペースに合わせ、安全に十分留意しながら避難する。
- ③ 避難誘導班は、避難経路の要所に立って、避難誘導を行う。
- ④ 避難行動要支援者に対しては、避難支援者による声掛け、避難支援を行う。

- ⑤ 負傷者や病人などを想定する場合は、本部と連携して、避難場所までの避難支援・誘導方法（支援人員の要請を含む。）を検討し、避難支援を行う。
- ⑥ 避難場所に到着したら、避難者（参加者）の確認を行い、避難完了を本部に報告する。



【住民の避難行動】



【避難行動要支援者の避難支援】

ウ 準備用品（例）

無線機、拡声器、メガホン、誘導旗、ロープ、担架、簡易担架（竹、毛布等）、車椅子、リヤカー、懐中電灯、誘導棒、地図、マジックなど

エ タイムスケジュール（所要時間 約30分）

時間	内容	担当
5分	避難の指示	本部
20分	避難、避難支援・誘導	各自、避難誘導班
5分	講評	本部

2 初期消火訓練

(1) 目的

消火器、バケツリレー、消火栓等による初期消火活動を体験・習得する。

(2) 訓練内容

ア 119番通報訓練

- a 実際の119番通報による訓練を希望する場合は、三井消防署と事前に相談する。
- b 火災などを発見した場合は、次の手順で119番通報する。
 - ① 「火災」か「救急」か
 - ② 「住所」や「建物名称や周辺の目標物」
 - ③ 火災の場合は、「何が燃えているのか」「逃げ遅れはあるか（ないか）」
救急の場合は、「何が（誰が）」「どうしたか（どういう症状か）」
- c タイムスケジュール（所要時間 約20分）

時間	内容	担当
5分	通報要領の説明	消防署員
10分	119番通報訓練	訓練参加者
5分	講評	消防署員

イ 消火器による消火訓練

a 訓練準備

消火器を使用した初期消火訓練を計画する場合は、三井消防署等に相談して、器材の借用、指導者の支援等を調整する。

b 訓練の実施

- ① 指導者から、消火器の使用法や使用上の注意点の説明を受ける。
- ② 指導者は、準備しておいた消火標的を設置する。または、燃焼物（オイルパン、灯油等）に着火して模擬火災を発生させる。
- ③ 訓練参加者は、消火器で標的に対して放水または消火器を噴射して模擬火災を消火する。
- ④ 順次、消火者を交代して訓練を行う。

c 準備用品（例）

粉末消火器、水消火器（借用）、オイルパン、灯油、点火用具、消火用標的、ヘルメットなど



【粉末消火器による消火訓練】



【水消火器による消火訓練】

d タイムスケジュール（所要時間 約40分）

時間	内容	担当
5分	消火器の使用法、使用上の注意事項	消防署員
30分	消火器による消火訓練	訓練参加者
5分	講評	消防署員

ウ バケツリレーによる消火訓練

a 指導者から、バケツリレーの注意点について説明を受け、5～10名程度のグループを作る。

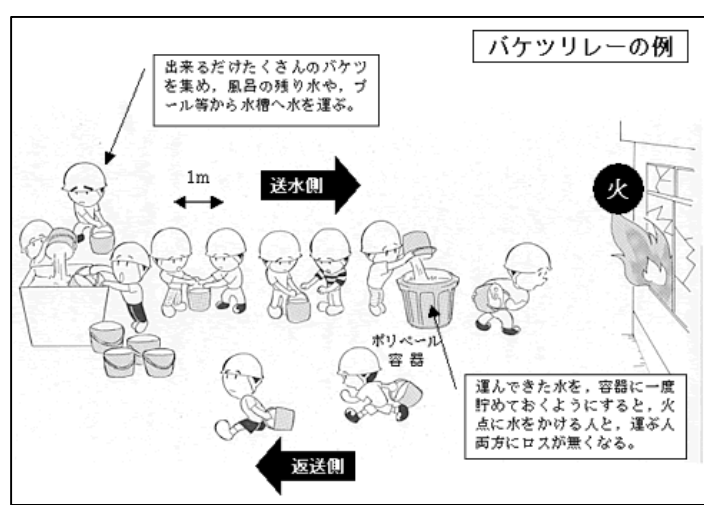
b 消防用水利は、防火水槽、防火用水、プールなど地域の中で利用できる水利を使用する。

c バケツリレーの要領

- ① バケツの水量は50～60%程度
- ② 送水側でリレーする人の間隔は、1m程度
- ③ 送水した水を一旦溜めて、火点に放水することで、より効果的に消火活動が行える。



【バケツリレーによる消火訓練】



d 準備用品 (例)

バケツ、バケツ代用品 (ごみ箱、洗面器等)、簡易水槽、ポリベール容器、ヘルメット、軍手など

e タイムスケジュール (所要時間 約20分)

時間	内容	担当
5分	バケツリレーの要領の説明	指導者
10分	訓練	参加者
5分	講評	指導者

エ 消火栓による消火訓練

a 地域に所在する消防水利の消火栓から消防ホースを延長して行う初期消火の方法で、消防ホース、筒先等の資機材を保有する自主防災組織が行う消火訓練です。

b 訓練準備

- ① 消火栓から放水を行うため、防災安全課を通じて三井水道企業団に対して使用申請を行う。
- ② 三井消防署又は消防団に指導者の派遣要請を行う。
- ③ 消火栓は、道路上 (歩道を含む) に設置されているため、訓練にあたって道路の通行を規制する場合は、小郡警察署に道路使用申請を行う。また、通行規制や安全確保のための配置に必要な人員を確保する。

c 訓練の実施

- ① 交通規制及び安全確保のための人員を配置する。
- ② 指導員による消防ホースや筒先、消火栓開閉具等の消火栓を使用した消火活動に必要な資機材の説明を行う。
- ③ 消防ホースの延長、筒先と消防ホースの接続、消火栓の蓋の開け方、消火栓への消防ホースの接続などの消火準備のための操作について、指導員による展示及び説明を行う。
- ④ 3～4名/組となって、消火栓への接続から放水までの一連の動作を交代しながら、訓練する。
- ⑤ 消火動作の訓練終了後、指導員から消火活動終了後の消火栓の閉鎖、消防ホースの格納等についての説明を行う。

d 準備用品（例）

消防ホース、筒先、ホース接続金具、スタンドパイプ、スピンドルドライバー（消火栓開閉具）、消火栓蓋開閉器具、ヘルメット、軍手など



【消火栓による消火訓練】

e タイムスケジュール（所要時間 約50分）

時間	内容	担当
15分	資機材の取扱いの説明	指導者
30分	訓練	参加者
5分	講評	指導者

3 情報収集・伝達訓練

(1) 目的

災害発生直後、住民は不安の中で情報を求め、また、市（災害対策本部）や消防・警察等の公的機関も地域の被害状況に関する情報を求めている。この様な中で、不確かな情報やデマで地域の住民が混乱しないように、また公助による救助・支援を少しでも早く地域に入れるため、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝える方法を習得する。

(2) 訓練内容

ア 自主防災組織の本部の設置

- a 公民館などの自主防災組織の災害対策本部（以下「自主防災本部」という。）の設置場所に自主防災組織の会長、役員、各対策班を参集する。
- b 自主防災本部を公民館などの施設内又はテントなどに開設する。

イ 防災関係情報の収集訓練

- a 自主防災本部で、市災害対策本部からの情報や気象情報などを、防災行政無線、市の災害情報等配信システムによるメール配信、市のホームページなどのインターネット上やテレビ、ラジオなどの報道情報から収集する。
- b 自主防災本部は、収集した情報をとりまとめ、ホワイトボードなどに記入して情報共有を図る。

ウ 地域の避難・被害状況等の情報収集訓練

- a 自主防災本部において、情報班や避難誘導班などによる被害状況、避難住民の確認、安否確認等の情報収集を指示する。
- b 情報班は、自主防災本部に指示された区域における被害状況（火災、建物の損壊、道路等の被害、負傷者等）の情報収集を行い、自主防災本部に報告する。

- c 避難誘導班は、避難住民から避難の際に得た情報（要救助者、建物・交通等の破損など）を自主防災本部に報告する。
- d 自主防災本部は、情報班や避難誘導班から報告された情報を集約する。地区内の地図などに付箋紙などを使用して集約すると、被害等の発生場所が情報として明確になる。
- e 自主防災本部は、集約した情報を市災害対策本部に電話等の連絡が可能な通信手段を使用して報告するとともに、支援等の要請を行う。

エ 情報伝達訓練

- a 市の発令した避難情報や、インターネット・ラジオ・テレビから得た情報を、本部でわかりやすい伝達内容にして、伝達にあたる情報班にメモで渡す。
※情報班への伝達は、口頭ではなく、必ずメモで渡すことにより正確な情報の伝達を期する。
- b 情報班は、指示された区域を分担して巡察し、拡声器などを使って住民に情報を伝達する。
- c 聴覚等に障がいのある人、日本語が不自由な外国人などへの情報伝達に配慮する。



【自主防災組織の参集】



【自主防災本部】

(3) 準備用品（例）

メガホン、拡声器、無線機・トランシーバー、ラジオ、腕章、ビブス、ホワイトボード、地域の地図、パソコン、プロジェクター、スクリーン、メモ用紙、付箋紙、筆記用具、テント、テーブル、パイプ椅子 など

(4) タイムスケジュール（所要時間 約50分）

時間	内容	担当
5分	訓練内容の説明	本部
10分	自主防災本部の設置	参加者
20分	情報収集訓練	参加者
10分	情報伝達訓練	参加者
5分	講評	本部

4 救出・救護訓練

(1) 目的

のこぎり、バール、ジャッキ等の救出用資機材を使用した救出訓練、救出した被災者や負傷者を安全な場所に搬送する搬送訓練、負傷者に対する止血法、心肺蘇生法、AEDの使用法などの応急救護訓練など、訓練目的に応じた自主防災組織としての技能・知識を習得する。

(2) 救出訓練

ア 目的

倒れた家具などの下敷きになった被災者を救出するための資機材の使用法を習得する。

イ 訓練内容

- a 防災安全課、三井消防署、消防団等に指導者や資機材等の支援を依頼する。
- b 救出用資機材（のこぎり、バール、ジャッキ等）と廃材等の除去資材を準備する。
- c 指導者により、救出用資機材の使用法等についての説明・展示を行う。
- d 訓練参加者により、救出用資機材を使用した除去資材の持ち上げ等の使用法を訓練する。

ウ 準備用品（例）

のこぎり、バール、鉄パイプ、木材、ジャッキ、ヘルメット、軍手、廃棄家具、廃材等

エ タイムスケジュール（所要時間 約30分）

時間	内容	担当
10分	救出用資機材の使用法の説明	指導者
15分	訓練	参加者
5分	講評	指導者

(3) 搬送訓練

ア 目的

救出された被災者や負傷者を安全な場所に搬送するための搬送方法を習得する。

イ 訓練内容

- a 防災安全課、三井消防署、消防団等に指導者や資機材等の支援を依頼する。
- b 担架、簡易担架等の搬送資機材を保有している場合は、搬送資機材の点検を行って、準備する。
- c 指導者による搬送方法の説明・展示を行う。
- d 参加者相互により、搬送方法の訓練を行う。



【徒手搬送】



【担架搬送】

ウ 準備用品（例）

担架、簡易担架（竹、毛布）、ヘルメット、軍手等

エ タイムスケジュール（所要時間 約30分）

時間	内容	担当
10分	搬送方法の説明	指導者
15分	訓練	参加者
5分	講評	指導者

（4）応急救護訓練

ア 目的

負傷者に対する止血法、心肺蘇生法、AEDの使用法など災害時に応急的に救護・救命措置を行う技能・知識を習得する。

イ 訓練内容

- a 訓練目的・内容に応じて、防災安全課、三井消防署、消防団等に指導者や資機材等の支援を依頼する。
- b 指導者による止血法、心肺蘇生法、AEDの使用法などについての説明・展示を行う。
- c 参加者による止血法、心肺蘇生法、AEDの使用法などに関する訓練を行う。



【心肺蘇生法】 【AEDの使用法】

ウ 準備用品（例）

止血帯（ターニケット、止血バンド）、タオル、三角巾、ネクタイ、心肺蘇生法訓練用模型、人工呼吸用マウスピース、フェイスシールド、訓練用AED等

エ タイムスケジュール（所要時間 約30分）

※いずれか一つの内容を訓練する場合

時間	内容	担当
10分	止血法、心肺蘇生法、AEDの使用方法の説明	指導者
15分	訓練	参加者
5分	講評	指導者

5 給食・給水訓練

大規模な災害が発生すると、停電や断水、道路の寸断、公共交通機関の停止などにより、食事の準備ができない、食料の供給が滞るといった事態の発生が予想されます。給食・給水訓練は、災害時にかまどなどの器具を使用した炊き出しや給水車などの支援を受けて行う給水訓練のほか、市の災害対策本部からの救援物資の配給を自主防災組織として支援する体制づくりも必要となります。

給食・給水訓練については、夏祭りや餅つきなどの地域のイベントで、地域で保有するかまどなどの器具の使用方法に習熟し、地域における協力体制を構築することで、災害時を想定した訓練に替えることもできます。



【炊出し訓練】



【もちつきイベント】

6 防災図上訓練

(1) 災害図上訓練 (D I G)

災害図上訓練 (Disaster(災害) I magination(想像力) Game(ゲーム)) とは、住んでいる地域の地図に住民の参加者自身が危険個所や災害予想箇所を書き込みをすることで、自分の地域に潜む災害の危険性を「見える化」し、こうならないためにはどうすればよいかをみんなで考える、頭の防災訓練です。

ア 目的

地域で発生することが予測される災害において、地域内の危険個所や災害の発生予測を地図に書き込むことで、地域の危険性に対する認識を共有して、個人として、自主防災組織として、どのような対策を行うかを考え、災害の発生に備えること。

イ 訓練の準備

- a 災害図上訓練を行うための指導者の支援や地域の地図の作成などについて、防災安全課やごおり防災士会と調整する。
- b 災害図上訓練への参加範囲を決定して、地域住民や自主防災組織役員などに参加を促す。

ウ 訓練内容

a オリエンテーション

D I Gを始める前に、地域で発生が予想される災害や災害発生状況の写真等を見て災害をイメージする。また、訓練の特徴、効果、留意点（相手の意見をよく聞く、みんなで考える等）を説明する。

b 準備

6～10名でグループを作り、グループ毎に、リーダーと記録係を決める。

c 訓練

① 地域の情報図の作成

地図の上に透明シートを置き、次の情報を記入します。

- ・危険箇所や危険物施設（危険物の貯蔵施設、毒劇物等を取り扱う事業所等）
- ・公的機関や災害時の拠点場所（避難所、消防、警察、公民館、病院等）
- ・防災で役立つ施設（防災倉庫、防火水槽、ホームセンター等）
- ・避難行動要支援者の居宅

② 災害想定地図の作成

災害発生により想定の震度（震度6強～6弱）を観測したと仮定し、次の内容を討論します。

- ・どんな被害が起こっているか？（火災、ブロック塀の倒壊、通行止等）
- ・避難経路は？
- ・避難行動要支援者の避難支援に必要なことは？

d 発表

各班で討論した内容をリーダーが発表し、参加者全員が「気づき」と「課題」を共有します。

訓練で得た結果は、地域の防災マップの作成や実地訓練等の次回の実践に活かしましょう。

e まとめ

指導者によるまとめを行う。

エ 準備用品（例）

地図、透明シート、セロテープ、マジック、マーカー、付箋紙、ホワイトボード、パソコン、プロジェクター、スクリーンなど



オ タイムスケジュール（所要時間 約90分）

時間	内容	担当
15分	オリエンテーション	指導者
5分	準備	指導者
45分	訓練	リーダー
15分	発表	リーダー
10分	まとめ	指導者

(2) 自主防災組織図上訓練（イメージTEN）

イメージTEN（Training(訓練) & Exercise(演習) of Neighbors(隣近所)）とは、災害時に自主防災組織がどのように対応したらよいかを具体的に考えるイメージトレーニングです。

ア 目的

地域における自主防災組織の災害時における活動を疑似体験することによって、突発的な災害発生へ備えるためのイメージを作るとともに、自主防災組織としての組織、役割分担や活動に必要な資機材などを見直す機会として活用する。

イ 訓練の準備

- a 災害図上訓練を行うための指導者の支援や地域の地図の作成などについて、防災安全課やごおり防災士会と調整する。
- b 災害図上訓練への参加範囲を決定して、地域住民や自主防災組織役員などに参加を促す。

ウ 訓練内容

a 訓練内容の説明

イメージTENを始める前に、地域で発生が予想される災害や災害発生状況の写真等を見て災害をイメージする。また、訓練の特徴、概要（流れ）、ルール（みんなで考える、相手の意見を否定しない等）を説明する。

b 準備

- ① 訓練への参加人数等に応じて、5～8名のグループを作る。
- ② 訓練の進行にあたってのグループ内での役割（課題読み上げ係、記録表への記録係）を決める。
- ③ 訓練を行う自主防災組織の組織・編成に応じた会長・役員等への役職をグループ内で割当てる。
※自主防災組織の組織・編成が確定していない場合は、仮想の組織・編成の役職で割当てる。
- ④ 訓練を行う自主防災組織の保有する資機材を確認する。
※資機材を保有していない場合は、仮想の保有資機材を設定する。
- ⑤ 訓練を進行する際に記録する記録用紙（人員、資機材、活動内容）への記入要領を説明し、認識を共有する。
※初動マニュアル（地区防災計画）等が策定済みの自主防災組織にあつては、組織・編成、各班の任務・役割、保有資機材の現状の再認識の機会として活用する。

c 訓練

- ① 指導者の指示に従って、災害の発生、自主防災本部の設置、被害状況などの課題や情報を5～10分ごとに付与する。
- ② 付与された課題や情報に基づく自主防災組織の対応や活動をグループ内で話し合っ決定し、決定した内容を記録用紙に記録する。（誰が、何を使って、どのように対応・活動するのか）
- ③ 全ての課題や情報への対応が終了したら、グループの対応・活動を振り返ってみる。
※グループ全員で意見を出し合う。

d 発表

グループごとに、振り返りで得た自主防災組織としての対応・活動の留意点や問題点・課題などについて発表する。

e まとめ

指導者によるまとめを行う。



エ 準備用品

地図、記録紙、初動マニュアル（地区防災計画）、マジック、マーカー、セロテープ、付箋紙、ホワイトボード、パソコン、プロジェクター、スクリーンなど
オ タイムスケジュール（所要時間 約120分）

時間	内容	担当
15分	訓練内容の説明	指導者
10分	準備	指導者
80分	訓練	リーダー
10分	発表	リーダー
5分	まとめ	指導者

7 その他の訓練

それぞれの自主防災組織や校区防災部会では、これまでに紹介した防災訓練を組み合わせ実施したり、防災まち歩き、防災運動会など工夫を凝らした防災訓練を行うことで、地域の住民への防災意識の啓発や防災に係る知識の普及を行っています。

【防災まち歩き】



【防災運動会】



（車いすリレー）



（簡易担架リレー）



（バケツリレー）



（防災○×クイズ）

8 防災訓練を行うにあたって

(1) 「防災訓練をやってみよう！」と思ったら、まず防災安全課に相談してみてください。

（例）「どんな防災訓練をすれば良いのか。」「何を準備すれば良いのか。」「誰に指導を依頼すれば良いのか。」「訓練を行うにあたって処置すべき事項はないのか。」「それはどうすれば良いのか。」など

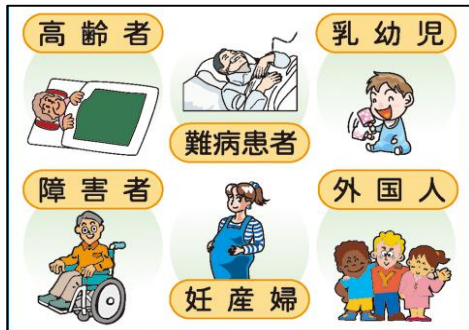
(2) 防災訓練の指導や支援を行う機関・団体としては、防災安全課のほかに、三井消防署や小郡市消防団があります。また、小郡市には、防災士の資格を持つ方々の任意団体である「おごおり防災士会」があり、防災に係わる様々な活動や地域の防災訓練の支援などの活動を行っています。これらの機関・団体への橋渡しも防災安全課で行っています。

第3章 避難行動要支援者の支援

東日本大震災、阪神・淡路大震災の犠牲者が多かったのは高齢者でした。また、火災で死亡する人も圧倒的に高齢者や乳幼児が多いというデータもあります。このように、災害が発生したとき、大きな被害を受けやすいのは高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者です。

災害時における要配慮者に対する支援は地域社会における重要なテーマの一つです。要配慮者のうち、災害が発生したときに、自力で避難することが困難で、かつ、家族等の支援も得られないために、第三者からの支援が必要な方（避難行動要支援者という。）の迅速な避難支援は、地域の協力が必要不可欠です。避難行動要支援者の迅速な避難支援のためには、平素から地域内の避難行動要支援者を把握し、避難支援等の要領をあらかじめ決めておくことが必要であり、その役割の多くを担うのは、「地域の防災力」である自主防災組織です。

【要配慮者】



【避難行動要支援者】

《対象範囲》

- 70歳以上の一人暮らしの高齢者
- 75歳以上の高齢者のみの世帯
- 介護認定が要介護3以上の高齢者
- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- 知的障害者（療育手帳Aの交付を受けている方）
- 精神障害者（精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている方）
- 難病患者の方（特定疾患認定患者）
- その他（妊産婦、乳幼児、外国人）
- 上記以外で、災害時に自力での避難が困難で支援を希望する方

地域内の居宅において日常生活を営む方

同居又は近隣に居住する家族等による支援を受けられず、第三者からの支援を要する方

避難行動要支援者

1 支援のための地域づくり

(1) 日頃からの交流を密に

災害時の避難支援活動をスムーズにするためには、日頃から避難行動要支援者とのコミュニケーションを図っておくことが大切です。まず、挨拶を交わし合うようなことから始め、親しくなってきたら、災害時に何をしてほしいかなどを聞いておくとういでしょう。

(2) 避難行動要支援者自身の防災能力を高める

避難行動要支援者が自力で初期消火や避難などができるように、避難行動要支援者

も参加する防災訓練を実施しましょう。外国人には「地震（じしん）」「避難所（ひなんじょ）」など、災害時に必要な最低限の日本語を覚えてもらうようにしましょう。また、外国人には、簡単な言葉に換えた「やさしい日本語」で情報などを伝えるように配慮しましょう。

例) 「危険」→「危（あぶ）ない」

「避難してください」→「逃（に）げてください」

(3) 避難行動要支援者の身になって防災環境を点検する

避難経路は車椅子でも通れるか、耳の不自由な人にも避難情報はきちんと伝わっているか、といった点検を行い、いざというときに避難行動要支援者が困らないように、まちの環境づくりをしましょう。

(4) 地域での支援・協力体制の具体化を

日頃の連絡は誰がするか、災害時には誰が誰をサポートするか、避難支援はどこまでするか（声掛け、安否確認、避難所への同行、避難の支援等）など、日常と非常時の支援方法・体制を明確にしておきましょう。この際、避難支援者の不在や避難支援者自身の被災を考慮して、一人の避難行動要支援者に対して複数の住民による避難支援体制を組むことが大切です。

2 個人情報の取り扱い

【個人情報保護のあり方と原則】

(1) 個人情報とは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。また、個人情報の中には、病歴、障がいがあること、診療・治療情報など、他人に公開されることで、本人が不当な差別や偏見などの不利益を被らないようにその取扱いに特に配慮すべき情報として「要配慮個人情報」といわれるものがあります。

(2) 個人情報の収集

個人情報の取得は、本人同意が原則です。また、個人情報の取得には、利用目的を明確化する必要があり、利用目的の範囲内で保有する必要があります。特に、要配慮個人情報は、情報の性質上、その取扱いに特に配慮する必要があり、必要最小限の保有に努めなければなりません。

(3) 個人情報の外部への提供

取得した個人情報を、外部に提供する際も「本人同意」が必要です。

本人同意を得ないで外部への情報提供ができる場合は、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合に限られます。

3 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成

避難行動要支援者を災害から守っていくためには、事前に十分な準備が必要です。災害時の情報収集や、避難行動をする際に避難行動要支援者だけでは、すばやく対処することは困難なため、あらかじめ自主防災組織で支援する体制を構築しておくことが重要です。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿は、登録申請方式又は他の関連施策との連携によって市が作成し、地域の自主防災組織等での定期的な見直しを行うサイクルを繰り返すことで、実際的な避難行動要支援者を掲載した名簿とするものです。

イ 避難行動要支援者名簿への登録

a 登録申請方式

災害時における避難支援を受けることを希望し、平常時から個人情報に関係機関内で共有することを承諾する方が、市の避難行動要支援者名簿登録申請書《資料-3》に必要事項を記入して登録するものです。

※登録には、記載内容に要配慮個人情報が含まれるため、原則として本人の同意が必要です。

b 関連施策連携方式

高齢者の見守り支援台帳などの市や関係機関による施策に登録されている方に対して、災害時の避難行動支援の必要性に応じて、避難行動要支援者名簿への登録に同意をいただいて名簿に登録するものです。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供と整備

a 市で作成した避難行動要支援者名簿のうち、地域に居住する登録者の名簿を自主防災組織等に提供します。

b 自主防災組織では、名簿に掲載された避難行動要支援者の居宅を把握して、平素の自治会活動などを通じてコミュニケーションを図るなど、避難支援のための基盤づくりを行うとともに、災害時の避難支援の要否、支援要領等を検討します。また、名簿に掲載されていない避難支援が必要な要配慮者が地域にいる場合には、ご本人の同意のもと避難行動要支援者名簿登録申請書に記入をしてもらい、名簿への追加登録を市へ要請しましょう。

(2) 個別避難計画

避難行動要支援者名簿に登録された方については、避難行動要支援者一人ひとりに対する個別避難計画《資料-4》を作成して、災害時に迅速な避難支援が行える体制を整備しましょう。

ア 自主防災組織で行う避難支援要領

避難行動要支援者に対する避難支援の方法の範囲を地域の特性、避難行動要支援者の状況等に応じて決めましょう。

例) 声掛け、安否確認、避難誘導、同行避難、避難場所までの搬送等

イ 避難支援者

避難行動要支援者ごとに避難支援を担当する避難支援者を決めましょう。避難支援者は、近隣の居住者や友人・知人といった個人を充てる場合だけでなく、自治会

の隣組長・役員、自主防災組織の避難誘導班員などの組織編成の役職で充てることも考慮して、地域の特性に応じて計画しましょう。

ウ 個別避難計画の作成

避難行動要支援者ごとに個別避難計画《資料－４》を参考として、避難支援を行うために必要な事項を記載して、個別避難計画を作成しましょう。

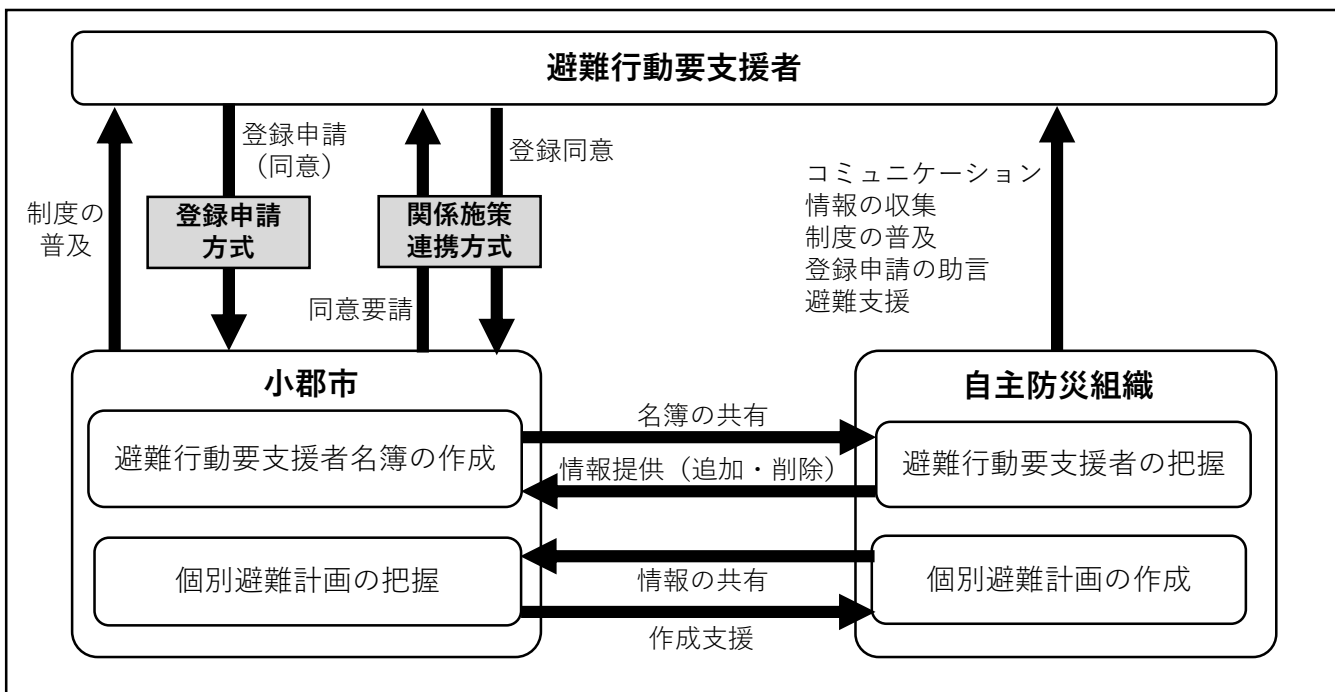
(3) 情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿の市としての正本を防災安全課が管理し、地域ごとに抽出した避難行動要支援者名簿を自主防災組織等で管理することで情報を共有します。また、市の正本をもって消防・警察等の防災関係機関との情報共有を図り、地域ごとの名簿を隣組長などの避難支援者と情報共有することで平素からのコミュニケーションづくりなどによる避難支援の基盤づくりに役立っています。

イ 個別避難計画

個別避難計画は、地域における避難支援者等の関係者間で共有することにより、地域の避難支援体制が構築されます。また、作成した個別避難計画を市へ提出することで、災害の状況により地域だけでは要支援者の支援ができない場合に、警察、消防、自衛隊等と連携を図りながら要支援者を支援することができます。



東日本大震災では、ライフラインの途絶や道路寸断等により、長期間にわたり救援物資が被災地に届かないという事態に陥りました。また、買い占め等により品不足が発生し、生活必需品が入手できなくなりました。

備蓄は、様々な災害を想定すると必要と思われるものが際限なく増えてしまい、それらを全て備えるのは難しいです。誰がどういう目的で備えるかによって、品揃えは違ってきます。「共助」のための自主防災組織が備える場合と、「自助」のためにそれぞれの家庭で備える場合は違って当然です。地域の特性や家族構成に合わせて、《資料—5》を参考に必要なものを自分たちで考えてみましょう。

1 備蓄の基本的な考え方

(1) 防災資機材

ア 本部資機材、救出・救護資機材、初期消火資機材、避難誘導・支援資機材、給食給水資機材、情報収集・伝達資機材など、自主防災組織として災害時に行う活動に応じて、必要な資機材を備蓄します。

イ 災害時以外には使用しないと頑なに管理しているケースもありますが、普段から使っていないものは、災害時には使いこなせません。地域のお祭り、清掃やレクリエーションなどの日常の地域活動で使用して、使用方法に慣れておくことも大切です。

(2) 非常持出品

非常持出品とは、避難するときに最初に持ち出すものです。重すぎると避難にも支障があるので、必要最小限な種類で、できるだけ軽量でコンパクトなものを選び、家族分を準備しましょう。また、非常持出品を持ち出すための入れ物として、避難するときに両手がふさがらないよう背負えるリュックやデイバックなどを準備しましょう。

(例) 飲料水 (500ml×2本)

非常食 (乾パンや缶詰等の火を通さなくていいもの×3食分)

応急医薬品 (服用薬、常備薬、お薬手帳、絆創膏、包帯、キズ薬など)

貴重品 (通帳、権利証書、保険証のコピーなど)

生活用品 (タオル、着替え、歯ブラシ、軍手、マスク、雨具など)

その他 (充電器、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池など)

(3) 非常備蓄品

災害復旧までの数日間を自活するためのものです。これまでは、災害発生から3日も経てば外部からの支援が期待できると考えられてきましたが、東日本大震災の教訓を踏まえ、できれば1週間分は備えておきましょう。

(例) 飲料水 (1人1日3リットルが目安)

食料 (米、即席めん、レトルト食品、調味料、粉ミルク、離乳食など)

燃料 (卓上コンロ、予備のガスボンベなど)

生活用品（洗面用具、寝袋、毛布、簡易トイレ、乾電池、ウェットティッシュ、紙食器、生理用品、紙おむつなど）
その他（使い捨てカイロ、ランタン、ろうそく、マッチ・ライター、ブルーシートなど）

2 備蓄資機材等の管理及び点検・整備

（1）備蓄資機材等の管理

せっかく備蓄した資機材等がどこにあるのか。どれだけあるのか。が分からなければ、いざという時に使うことができません。防災倉庫や公民館など備蓄資機材等を管理する場所を決めておきましょう。また、管理する場所の鍵の管理要領なども決めておくと緊急を要するときにも使用できる体制が整います。

（2）備蓄資機材等の点検・整備

ア 備蓄した資器材は、いざという時に資機材の機能が発揮できるように、定期的に点検・整備を行って、いつでも使用できる状態にしておくことが必要です。

イ 食料や飲料水などの備蓄品には消費期限があります。消費期限が来る前に備蓄品の入替えを行うようにしましょう。入れ替える備蓄品は、防災訓練や地域のイベントなどで住民に配布することで、防災意識の啓発に繋がります。

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇〇地区（自治）会館内に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）災害時の危険箇所の把握に関すること。
- （3）災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関すること。
- （4）前号に関する訓練に関すること。
- （5）防災資機材などの管理・整備に関すること。
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会員）

第5条 本会は、〇〇〇区内にある全世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）防災委員 若干名
- （4）班長 若干名

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮・監督を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わるとともに、災害時の応急対策について会長を補佐する。
- 4 班長は、各班の活動の指揮を行う。

（総会）

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し開催する。

（役員会）

第9条 役員会は、会長、副会長、防災委員及び班長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し開催する。

（防災計画）

第10条 本会は、第4条に定める事業を行うため、初動マニュアル（地区防災計画）を作成する。

（経費）

第11条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

※もしくは、本会に必要な経費は〇〇〇区内会計に組み込む。

（会計年度）

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

一例では、初動マニュアルの記載内容の留意点等を吹き出し（青字）で記載しています。各自主防災組織における初動マニュアル作成時の参考にしてください。

【表紙】

初動マニュアルの表紙です。
○○の部分に行政区名を入れて、
マニュアルの名称にしてください。

○○区自主防災会初動マニュアル

初動マニュアルを策定した年月を入れて
ください。見直しの都度（ ）書きで改訂
年月日を入れると見直しの経緯が分かり易
くなります。

令和 年 月

○○区（○○区自主防災会）

行政区名又は自主防災組織名を
記入してください。

【目次】

目次

1	基本方針	1
2	マニュアルの作成主体	2
3	地区の特性、予想される災害	2
4	活動内容	3
5	地区の防災対策	4
6	配備体制	5
7	防災マップ	6
8	防災訓練及び防災研修の実施	7
9	防災資機材等の点検	7
10	避難行動要支援者等の支援体制の整備	8
11	初動マニュアルの見直し	9

1 基本方針

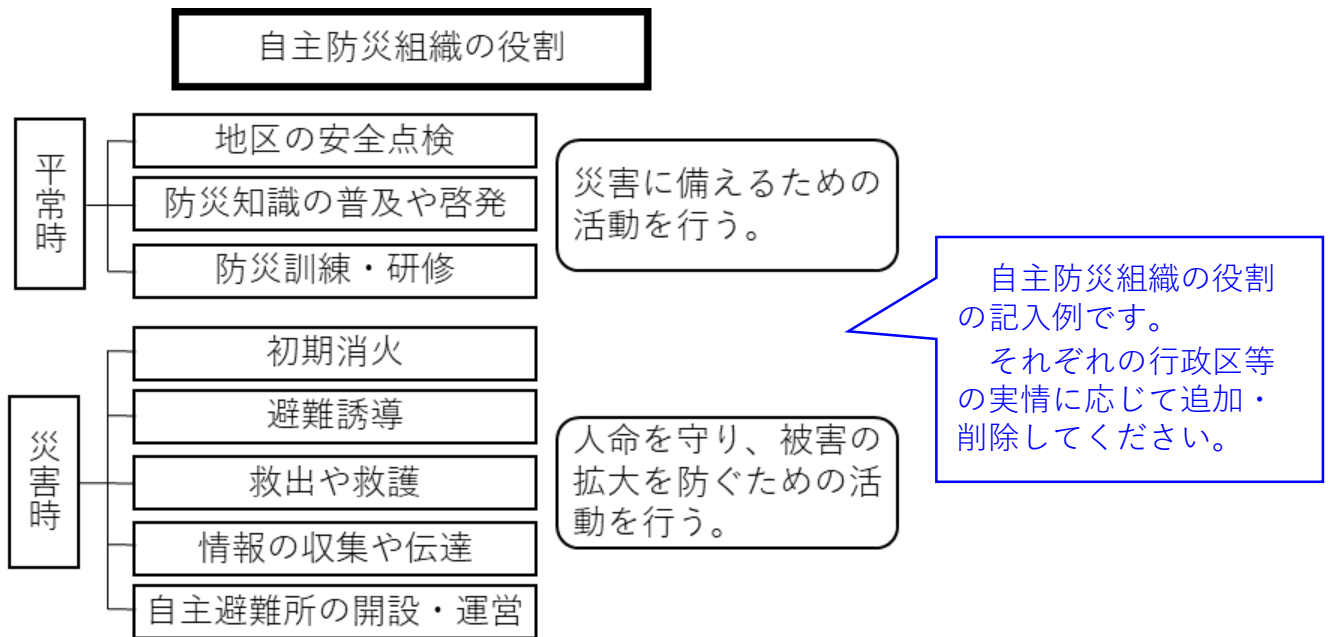
災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発、公的機関の被災などにより市や消防・警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのような時に力を発揮するのが「地域ぐるみの防災体制」です。

阪神淡路大震災や東日本大震災の際に、被災者の救助に当たり、最も住民の命を救ったのは地域の住民相互の共助の力でした。大規模災害に際しては、自らの命を守る「自助」と地域の住民や自主防災組織、事業者、ボランティアなどがともに支え助け合う「共助」が最も重要となってきます。

〇〇区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、区の住民相互が助け合い、支え合って災害に強いまちづくりを進めます。

この取組みを計画的に推進するため、「〇〇区初動マニュアル」を〇〇区住民の平常時からの備えや災害発生時の初動体制及び行動の規範として定め、自主防災組織を骨幹とした「自助」、「共助」の防災体制を確立し、〇〇区の防災力を高めていきます。

基本方針の記入例です。それぞれの行政区等の実情に応じて記入してください。



行政区の計画作成時の状況を市のホームページ等で確認して記入してください。

2 マニュアルの作成主体

(1) マニュアルの対象地区

「〇〇区自主防災会初動マニュアル」は、次表を対象として定める。

対象行政区名	世帯数	居住者数
〇〇区	〇, 〇〇〇世帯	〇, 〇〇〇人

(2) マニュアルの作成主体

「〇〇区自主防災組織初動マニュアル」は、下記の団体が主体となって定める。

団体名称	所在地	活動拠点
〇〇区自主防災会	小郡市〇〇〇 〇〇-〇〇	〇〇区公民館

3 地区の特性、予想される災害

(1) 地区の特性

(例)

- ・ 宝満川左岸沿いに広がる平地である。
- ・ 小郡市東部の低丘陵地である。
- ・ 小郡市北西部の丘陵地帯である。
- ・ 水田を中心とする農作地である。
- ・ 丘陵を開発した住宅地が主体である。
- ・ 畑、水田、集落が混在する低丘陵地である。
- ・ 宝満川の氾濫による浸水地域である。
- ・ 宝満川の氾濫による浸水地域が存在する。
- ・ ○○川の氾濫による浸水被害が予測される。
- ・ ○○地区に土砂災害警戒区域がある。
- ・ 地区の北部にため池が○個あり、○○堤の決壊時の危険地域である。
- ・ 宝満川の水位上昇時に広範囲で内水氾濫が発生する地域である。
- ・ 地区内に地震時の液状化危険地域が存在する。
- ・ 地区内に宅地開発時の大規模盛土地域が存在する。
- ・ 地区内に大雨時の道路冠水地域が存在する。
- ・ 過疎化が進行し、住民は高齢者が主体となっている。
- ・ マンション、アパートが多く、地域コミュニティの意識が希薄である。
- ・ 新興住宅が主体であり、地域コミュニティの意識が希薄である。
- ・ 外国人が多く居住し、コミュニケーションが難しい。
- ・ 集落が点在し、集落ごとの住民の結束が強い。
- ・ 過去の水害の被害を踏まえた嵩上げ住宅が多い。
- ・ 瓦葺の木造住宅が多い。
- ・ 老朽家屋が多い。
- ・ ブロック塀が多い地域がある。
- ・ 過去に氾濫したことのある○○川が地区内を流れている。
- ・ 過去の○○川の氾濫による水害で被害を受けたことがある。

記載例を参考に地域の特性に応じて記入してください。

(2) 予想される災害

(例)

- ① 大雨により次の被害が想定される。
- ・ 宝満川の氾濫、堤防の決壊
 - ・ ○○川の氾濫、堤防の決壊
 - ・ 地区全域での浸水
 - ・ 浸水による○○地区の孤立化
 - ・ ○○地区における家屋への浸水
 - ・ ○○橋の損壊
 - ・ ○○地区の土砂災害警戒区域における土砂(崖)崩れ
 - ・ 崖崩れによる家屋の倒壊、損壊
 - ・ ○○堤の決壊
 - ・ ○○堤の決壊による家屋の損壊、浸水
 - ・ ○○道の冠水による孤立化
 - ・ ○○道の冠水

記載例を参考に地域の特性に応じて記入してください。

- ② 地震により次の被害が想定される。
- ・ 建物の倒壊、損壊
 - ・ 火災の発生
 - ・ ○○地区の土砂災害警戒区域における土砂(崖)崩れ
 - ・ ○○川の堤防の決壊、損壊
 - ・ ○○堤の決壊、損壊
 - ・ ○○道、○○橋の損壊
 - ・ 家屋の倒壊(損壊)による死傷者、行方不明者の発生
 - ・ 火災による死傷者、行方不明者の発生
 - ・ 土砂(崖)崩れによる死傷者、行方不明者の発生
 - ・ 液状化による建物の倒壊、損壊
 - ・ 電柱等の倒壊等による停電の発生
 - ・ 上水道の損壊による断水の発生
- ③ 台風や暴風(竜巻)により次の被害が想定される。
- ・ 建物や電柱等の倒壊、損壊
 - ・ 電柱等の倒壊等による停電の発生
 - ・ 飛散物による建物の損壊
 - ・ 暴風、飛散物による死傷者の発生

《参考となる資料》

- 小郡市洪水ハザードマップ
- 小郡市ため池ハザードマップ(作成中)
- 小郡市公式ホームページ(<https://www.city.ogori.fukuoka.jp/>)
「防災・安全情報」： 洪水ハザードマップ
土砂災害警戒区域等の指定・縦覧
大雨時の道路冠水警戒・警戒マップ
防災に関する計画
- 福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)
 - ・ 行政資料>福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書
「第2編 想定地震と被害予測方法3 液状化の予測」
 - ・ 環境・まちづくり・県土づくり>都市計画>都市計画>大規模盛土造成地の所在調査について
「市町村別大規模盛土造成地マップ」(小郡市)

組織の活動内容の記入例です。地区等の実情・実績に合わせて、追加・削除して、努めて具体的に記入してください。

4 活動内容

(1) 平常時の取組み

災害が発生したときに地区の力が発揮できるよう、平常時から地区全体で協力して防災活動に取り組むこととする。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策は、地区の住民一人一人が防災に関心を持ち、準備することが重要であり、地区の住民に自然災害、防災に関する知識・技能の普及及び啓発活動を行う。この際、市の防災安全課の出前講座、おごおり防災士会による実習、久留米広域消防本部(三井消防署)による消防・救命講習、市消防団による初期消火訓練などの支援を受ける。

イ 地区の安全点検（地区防災マップの作成）

防災の基本は、自分達の住むまちを知ることから始まる。地区内の危険箇所、防災上問題のある場所、防災上使用できる施設や一時的な避難場所などを住民自らが確認し、防災マップなどに記録して住民相互に情報共有して、いざという時の安全を確保するとともに、危険箇所、災害時に問題が発生する可能性のある場所の改善の働きかけなどにより、より安全なまちづくりに活用する。

ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生の際に初期消火、避難誘導、避難行動、救出・救護、情報収集・伝達、自主避難所の開設、住民の生活支援などを行うため、平常時から防災資機材を備蓄する。また、備蓄した防災資機材をいざという時に機能発揮できるように日頃から点検・整備により使用方法などに習熟しておく。

エ 食料等の備蓄（地域内備蓄）

災害発生直後に、被災した住民に対する食料・飲料水・日用品等を最低限備蓄して、公助による支援が開始されるまでの間、地域住民の生活を支える。

オ 防災訓練

防災訓練は、いざという時に慌てず適切に対応するために自主防災組織の役員だけでなく、地区の住民全員を対象として実施する。訓練内容としては、初期消火、避難、応急救護、炊出しなどの実技訓練と防災講話、防災図上訓練などの研修を行う。

（2）災害時の取組み

災害時は、死傷者の発生、火災の発生、家屋の倒壊、停電など様々な事態が発生する可能性があるため、地区は、公的機関による公助とも連携しつつ、地区の住民相互の力を合わせて住民の生命を守り、被害の軽減に向けて活動する。

ア 情報の収集・伝達

市、消防などの公的機関からの情報を収集し、地区の住民に様々な手段を使って伝達する。また、安全を確保しつつ被害状況の情報収集を行い、一人でも多くの住民の救出・救護に役立て、市災害対策本部と連携した消防などによる速やかな支援要請に活用する。

イ 救出・救護活動

住民自身の安全を確保しつつ、住民相互に協力して被災者の救出や負傷者の応急手当や救護所等への搬送などの活動を行う。

ウ 初期消火活動

消防、消防団が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を消火器、消火栓等を使用して行う。

エ 避難誘導・避難行動

住民の命を守るために必要な活動として、安全な場所への住民の避難誘導と避難行動要支援者等に対する避難支援を行う。地区として住民の安全を確保するために必要な場合は、一時的な避難場所として〇〇公民館に自主避難所を開設する。

オ 給食・給水活動

災害発生直後に、一時的に避難する住民に対する備蓄食料による食事・飲料水の提供や炊出しなどを市などの公的機関と連携しつつ行う。災害による断水が発生した場合には、地区の給水場所における給水活動の支援を行う。

(3) 避難行動要支援者等に対する支援

災害時に被害を受ける可能性が高いのは、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者となる。要配慮者のうち特に災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者に対する避難行動の支援は、もっとも身近で接する地区の住民で協力して行っていかなければならない。この支援行動をいざという時に遅滞なく行うために、平常時から個別避難計画を作成する。

ア 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

避難行動要支援者の所在の把握や避難行動要支援者の状況を理解した上で適切な支援を行うため、日頃から積極的に避難行動要支援者等とのコミュニケーションを図る。

イ 避難行動要支援者への情報の伝達

目や耳の不自由な人や外国人などが避難情報などの必要な情報入手するための情報伝達手段の普及を行うとともに、避難誘導の要領の計画や避難経路の点検を行う。

ウ 避難行動要支援者に対する支援者の選定

隣近所等の避難行動要支援者と努めて身近な方を支援者として選定し、日頃のコミュニケーションも含めて円滑な支援ができるよう配慮する。また、避難行動要支援者の状況に応じて避難誘導が適切に実施できる人数の支援者を選定する。支援者の選定は、予備を含めた複数人数を選定し、支援者の不在による支援活動が実施できない状況にならないよう考慮する。

5 地区の防災対策

地区の状況の記入例です。地区等の状況に合わせて、教育施設・福祉施設等も含めて、努めて具体的に記入してください。

(1) 防災体制

ア 地区の状況等

世帯数	〇, 〇〇〇世帯	居住者数	〇, 〇〇〇人
事業所数	〇〇事業所	従業員数	〇, 〇〇〇人

防災体制の記入例です。地区等の実情に合わせて、追加・削除して、努めて具体的に記入してください。

イ 〇〇区（〇〇区自主防災会）の防災体制

自主防災組織 の体制	役員		連絡先
	会長	区長	
副会長	自治会副会長		
本部員	〇〇委員		
本部員	〇〇係		
〇〇班長	〇〇委員		
〇〇班長	〇〇委員		
〇〇班長	〇〇係		

避難場所	施設等名	管理者	連絡先
	〇〇校区コミュニティセンター	小郡市コミュニティ推進課	0942-72-2111
	〇〇小学校	小郡市教育総務課	0942-72-2111
	〇〇区公民館	〇〇区	
	〇〇〇〇公園	小郡市都市計画課	0942-72-2111

緊急時の 連絡場所	連絡先	電話番号
	小郡市（防災安全課）	0942-72-2111
	小郡市（コミュニティ推進課）	0942-72-2111
	三井消防署	0942-72-5101
	三井消防署三国出張署	0942-75-3335
	小郡警察署	0942-73-0110
	小郡市消防団第〇分団長	
	九州電力送配電株式会社甘木配電事業所	0120-986-931 0946-22-3909
	三井水道企業団	0942-72-5106
	〇〇ガス	
	N T T 西日本	0120-444-113
	小郡市（都市整備課）	0942-72-2111

(2) 活動体制

活動体制の記入例です。自主防災組織が必要とする活動編成・役割に応じて、追加・削除して、記入してください。

班名	班長 (担当者)	平常時の役割	災害時の役割
本部班	〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	<ul style="list-style-type: none"> 活動全般の把握、調整 初動マニュアルの作成、見直し 防災図上訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 各班の活動統制 活動全般の把握、調整 関係機関との調整 被害、避難状況の把握・報告
情報班	〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	<ul style="list-style-type: none"> 防災に係る知識等の啓発、広報 通信、広報資機材の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部からの情報収集 地区の被害状況等の情報収集 住民に対する情報の伝達
避難誘導班	〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の確認、安全点検 防災マップの作成 誘導資機材の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の安否確認、避難等の呼び掛け 避難者の避難誘導 避難時の搬送支援
消火班	〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火訓練の実施 消火器、消火ホース等の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、消火栓を使用した初期消火 消防、消防団の誘導、連携
救出・救護班	〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	<ul style="list-style-type: none"> 救出資機材の使用法、応急救護訓練の実施 救出、救護資機材の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救出 負傷者の応急手当 負傷者等の搬送 消防等関係機関の誘導、連携

班名	班長 (担当者)	平常時の役割	災害時の役割
給食・給水班	〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	<ul style="list-style-type: none"> 夏祭り等における給食、給水に係る訓練の実施 備蓄食料の備蓄、管理 給食、給水資機材の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄食糧の配布 炊き出しによる給食 公的機関による炊出し、給水活動の支援
福祉班	〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の情報収集(名簿の登録・削除等) 避難行動要支援者の個別支援計画の作成、整理 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難等の状況の把握 避難行動要支援者の避難支援の調整、統制
避難所運営班	〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設マニュアル等の作成 避難所開設、運営訓練の実施 避難所資機材の点検、整備 	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難所の開設 避難者の受付、報告 自主避難所の運営

(3) 連絡体制

自主防災組織の連絡網の記入例です。自主防災組織の活動編成に合わせて、連絡網を新たに作成する場合だけでなく、平素の自治会活動における連絡網を流用することも効率的と思われるので、地区の実情に応じて作成してください。



(4) 防災関連施設

防災関連施設の記入例です。災害時に支援や受入れの要請を行うため、地区内や近隣の関連施設を記入します。

ア 医療機関

種 別	名 称	住 所	電話番号
外 科	〇〇整形外科病院		
内 科	〇〇内科病院		
歯 科	〇〇歯科医院		

イ 要配慮者関連施設

名 称	住 所	電話番号	備 考
〇〇居住型高齢者施設			
〇〇障がい者施設			
〇〇保育園			

ウ その他の施設

名 称	住 所	電話番号	備 考
商業施設			
〇〇ガソリンスタンド			

(5) 備蓄防災資機材等

自主防災組織で備蓄している資機材等の一覧表の記入例です。災害時に使用可能と思われる資機材を漏れなく記入しておくこと、災害時に役立つものとなります。

備蓄場所	資機材名	数量	備 考
〇〇区防災倉庫 (〇〇区公民館駐車場)			

《参考》備蓄防災資機材の例（目的別）

目 的	備蓄資機材
情報収集・伝達	放送設備、携行アンプセット、拡声器、無線機、トランシーバー、パソコン、タブレット、携帯ラジオ、テレビ、地図、ホワイトボード、フィルムシート、筆記具、文具 等
初期消火	消火器、消防ホース、筒先、ホース接続金具、スタンドパイプ、スピンドルドライバー（消火栓開閉具）、消火栓蓋開閉器具、可搬式消火ポンプ、ヘルメット、軍手 等
水 防	ボート（一式）、救命胴衣、胴長、止水板、土のう、水のう、防水シート、木杭、ロープ、鋼線、排水ポンプ、防水コードリール 等
救 出	救助機材セット、のこぎり、バール、ジャッキ、斧、鉋、チェーンソー、クリッパー、スコップ、つるはし、かけや、ハンマー、ヘッドランプ、一輪車、脚立、担架、簡易担架資材（竹、毛布）、リヤカー、軍手 等
救 護	AED、救急箱、包帯、三角巾、絆創膏、止血帯、副木、タオル、ニトリル手袋、毛布、担架 等
避難支援	車いす、リヤカー、担架、拡声器、メガホン、警笛、ビブス、誘導灯、懐中電灯、ヘッドランプ、三角コーン、コーンバー 等
給食・給水	炊飯器、鍋、釜、調理器具、カセットコンロ、ガスボンベ、クーラーボックス、給水タンク、アルファ米、レトルト食品、缶詰、乾パン、粉ミルク、飲料水、加熱剤 等

目的	備蓄資機材
避難所運営	発電機、ポータブル電源、コードリール、燃料携行缶、オイル、投光器、照明器具、ランタン、懐中電灯、マット、寝袋、毛布、簡易トイレ、携帯トイレ、生理用品、紙おむつ、パーテーション、テント 等
訓練・啓発	パソコン、プロジェクター、スクリーン、携行アンプセット、拡声器 等
その他	倉庫、コンテナボックス、ビブス、腕章 等

自主防災組織の配備体制（活動の範囲）の記入例です。活動の開始時期、活動範囲、体制について想定される災害に応じて決めておくものです。地区等の実情に合わせて記入してください。

6 配備体制

災害発生時又は災害発生のおそれがある時からの初動期において、速やかな災害対応が行えるよう自主防災組織における災害時の配備基準及び配備体制を具体的に示すもの。

なお、自主防災組織による災害対応活動の範囲は、自主避難所の運営及び住民の生活支援を除き、災害発生後3日間程度とする。

(1) 地震発生の場合

配備基準	配備体制の区分	参集者	参集場所
市内で震度5弱の地震が観測された場合	情報収集体制	本部班、情報班	〇〇区公民館
市内で震度5強の地震が観測された場合	災害警戒体制	本部班、情報班、消火班、避難誘導班	〇〇区公民館
市内で震度6弱以上の地震が観測された場合	災害対策本部体制	全ての班	〇〇区公民館

ア 上表は、地震発生当初の配備基準であり、地区内の被害の発生状況に応じて体制を変更する。

イ 被災状況によっては、災害対応にあたる要員が確保できない可能性があるため、参集者が少ない場合は、情報班、避難誘導班、消火班、救出救護班、その他の班の優先順で体制を確保する。

(2) 大雨の場合

配備基準	配備体制の区分	参集者	参集場所
ア 市から警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたとき イ 〇〇樋門・水門が閉鎖され、内水氾濫の発生が予測されるとき	災害警戒体制	本部班、情報班、避難誘導班	〇〇区公民館
市から警戒レベル4「避難指示」が発令されたとき	災害対策本部体制	本部班、情報班、避難誘導班、救出救護班 福祉班	〇〇区公民館

(3) 台風の場合

配備基準	配備体制の区分	参集者	参集場所
台風の暴風圏に入ることが予測され自主避難所を開設するとき	災害警戒体制	本部班、情報班、避難誘導班、避難所開設班	〇〇区公民館
台風の通過後、地区内で大きな被害が発生した場合	災害対策本部体制	全ての班	〇〇区公民館

7 防災マップ

★ 地区等で作成した「防災マップ」を添付してください。

《防災マップに記載する情報の例》

- 地区の防災拠点（本部）
- 避難場所（指定避難所、一時避難場所、集合場所 等）
- 避難経路
- 避難行動要支援者の居宅
- 防災関連施設（市の施設、防災関係機関の施設、医療機関、要配慮者関連施設、商業施設、店舗 等）
- 防災資機材の配置（防災倉庫、備蓄倉庫、消火栓、防火水槽、消防ホース格納箱、消火器、A E D 等）
- 危険個所（河川、水路、崖地、急傾斜地、ため池、浸水実績のある地域、冠水実績のある道路 等）
- 防災上問題のある場所（老朽化した建物、ブロック塀、瓦屋根の家、老木、高木、高層建物、古い橋、狭い道 等）

8 防災訓練及び防災研修

防災訓練等の計画の記入例です。地区等の実情に合わせて、訓練内容、訓練時期、参加範囲等を記入してください。

(1) 防災訓練

災害時に、〇〇区の住民が「〇〇区自主防災会初動マニュアル（地区防災計画）」に基づいて、適切な行動がとれるように、市や消防署、消防団等と連携して、次の内容を取り入れた防災訓練を実施する。

- ア 避難訓練（全住民対象）
- イ 災害時活動訓練：初期消火、応急救護、水防、搬送 等
- ウ 給食・給水訓練（夏祭り、餅つき 等）
- エ 防災図上訓練（自主防災会役員・班長等対象）
- オ 啓発訓練（地震体験車による体験会、防災マップの作成、防災まち歩き 等）

(2) 防災研修

〇〇区の住民に対して防災意識の高揚、防災に係る知識の向上のため、市防災安全課、三井消防署、おごおり防災士会等による防災研修（防災講話）を実施する。

(3) 実施時期

防災訓練及び研修の実施時期は、年度ごとに〇〇区活動計画において示す。

防災資機材等の点検・整備計画の記入例です。
地区等の実情に合わせて、点検・整備担当、対象資機材、実施時期等を記入してください。

9 防災資機材等の点検・整備

防災資機材が、災害時にその機能を発揮できるよう定期的な点検・整備を行うとともに、点検・整備時に資機材の使用法等の確認を行って、防災資機材の使用方の習熟に努める。

担当班	点検対象・点検内容	実施時期	備考
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ●無線機（トランシーバー）、拡声器、放送設備等の点検・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・電池、充電状況 ・通信、放送機能 ●パソコン、ラジオ等の点検・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・電池、充電状況 ・インターネット接続、受信機能 	定期点検：2回／年（4月、10月） 使用前点検：随時	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの充電、機能の低下した電池の交換等 ・故障徴候に応じた修理
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ●誘導器具の点検・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導資機材の数量、機能 ・電池、充電状況 	定期点検：2回／年（4月、10月） 使用前点検：随時	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの充電、機能の低下した電池の交換等 ・故障徴候に応じた修理
	<ul style="list-style-type: none"> ●避難経路の安全点検 <ul style="list-style-type: none"> ・不安善箇所の確認 	防災訓練前	不安善箇所は、市担当部署、校区等への改善要望
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ●消火器、消火ホース等の点検・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・消火器の外観、使用期限 ・消火ホース等の数量、外観 ・消火栓等の周辺の状況 	防災訓練前	使用期限、外観に異常のある消火器、消火ホース等の交換
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ●救出・救護資機材の点検・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の数量、外観 ・使用、不足資機材の補充 	防災訓練前	外観等に異常のある資機材の交換
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ●給食・給水資機材の点検・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の数量、機能 ・消費期限、使用期限 	防災訓練前 使用前点検：随時	消費期限前の備蓄食料等の防災訓練等での配布
避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所資機材の点検・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の数量、機能 ・電池、充電状況 	防災訓練前	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの充電、機能の低下した電池の交換等 ・故障徴候に応じた修理

10 避難行動要支援者等の支援体制

避難行動要支援者等の支援体制に関する記入例です。地区等の実情に合わせて、内容等を追加・削除するなど精選して記入してください。

(1) 避難行動要支援者等の情報の整備

市が作成する避難行動要支援者名簿や地区の民生委員が把握している高齢者見守りネットワークの対象者などの基礎資料を参考とし、また平素の地区内におけるコミュニティ情報等により、地区内の避難行動要支援者の情報を収集する。収集した情報に基づき、災害時に真に支援を要する要配慮者を記載した地区の避難行動要支援者名簿を整備する。この際、名簿情報等は必要最低限の関係者との共有に制限する等、個人情報の取扱いに十分留意する。

(2) 避難行動要支援者に対する支援要領

地区等の実情に合わせて、どこまで避難行動要支援者に対する支援を行うか、などの指針を明確化します。

- ア 災害発生時及びそのおそれがある場合は、隣組長等の避難支援者による声掛け（安否確認）を行う。
- イ 避難行動要支援者が避難を希望する場合及び居住宅等の被災状況により避難の必要が生じている場合は、避難支援者等による一時避難場所（集合場所）等への避難誘導（同行避難）を行う。
- ウ 災害状況や居住宅内の状況から、避難が必要と判断した場合は、避難支援者等による搬送支援により、一時避難場所（集合場所）等への搬送を行う。
- エ 居住宅内での所在が明らかで、居住家屋の状況等から救助の必要がある場合は、避難支援者等は、自主防災組織本部（災害対策本部等）に救助の要請を行う。

(3) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

避難行動要支援者の避難支援に関する計画である個別避難計画の作成についての記入例です。

- ア 避難行動要支援者に対して避難支援を速やかに行うため、平素から避難行動要支援者ごとの避難支援者（隣組長、近親者、近隣者、友人、知人等）を指定し、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報等を記載した個別避難計画を作成する。

イ 個別避難計画の内容

- ・ 避難行動要支援者の氏名、住所等
- ・ 近親者、かかりつけ病院、通所施設等の緊急連絡先
- ・ 避難支援を必要とする事項（避難行動要支援者の身体状況等）
- ・ 避難支援の方法（避難場所、避難先等）
- ・ 避難時の必須携行品等
- ・ 避難支援者

ウ 個別避難計画の一例

《資料－４》参照

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の見直しについての記入例です。

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の見直し

- ア 地区で作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、定期的に（毎年度末を基準）住民、各隣組長、役員、民生委員、福祉委員等の情報等に基づき見直しを行い、災害発生時に真に役立つ情報とする。
- イ 地区で見直しを行った避難行動要支援者名簿については、市の作成した避難行動要支援者名簿との相違（追加・削除）を定期的に市に情報提供して、公的機関による災害時における支援のための資料として役立てる。

1 1 ○○区自主防災会初動マニュアルの見直し

初動マニュアルの見直しについての記入例です。マニュアルは、地区の状況の変化や自治会組織の改革、平素の活動実績等に応じて、随時見直しを行って、いざという時に使えるマニュアルにしていきましょう。また、地域防災計画に位置付けることで市との連携を図ったマニュアルにしていきましょう。

- (1) ○○区自主防災会初動マニュアルは、社会情勢、気象状況、地区の住民構成、地区内施設・建物等の変化や地区内の防災訓練・研修等の成果の反映などにより、随時見直しを行い、実際的な計画を目指すものとする。
- (2) マニュアルの見直しに際しては、自治会の総会等において住民の合意を得るものとする。
- (3) 本マニュアルをもって、「○○区地区防災計画」として「小郡市地域防災計画」に位置付けるための提案を小郡市に対して行うものとする。

避難行動要支援者名簿登録申請書

小郡市長 殿

私は、災害発生時に避難行動要支援者として避難支援を受けるため、必要な個人情報を避難行動要支援者名簿に登録し、平常時から、市、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員その他必要な関係者へ情報提供することに同意します。

避難行動要支援者本人の署名： _____

※本人が直筆できない場合は、代理人の方の署名が必要です。

代理人の氏名 _____ 本人との関係 _____

代理人の住所 _____

ふりがな 氏 名		生年 月 日	年 月 日	性 別	男・女	行政区	
住 所	小郡市				電話番号		
居住の状況 身体の状況 ※該当する番号 全てに○を付け てください。	1	70歳以上の独居の方					
	2	75歳以上の高齢者のみの世帯の方					
	3	要介護3以上の介護認定を受けている方					
	4	身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方					
	5	療育手帳Aの交付を受けている方					
	6	精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている方					
	7	特定疾患認定患者の方					
	8	上記以外で、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難で避難支援を希望する方（希望する理由： _____）					
緊急連絡先	氏 名	続柄	住 所			電話番号	
避難支援を受けるにあたっての要望事項	(例) 車いす、ストレッチャー等の移動用具と支援者が必要、非常時使用する医療器具(人工呼吸器、酸素ボンベ等)、医薬品が必要						



防災用品一覧

防災資機材と言われるもの	本部資機材	地図、パソコン・タブレット、ホワイトボード、無線機、トランシーバー、筆記具、付箋紙、模造紙、ビニールフィルム、携帯発電機、コードリール、照明、ランタン、燃料携行缶、燃料 等
	救出・救護資機材	バール、ジャッキ、のこぎり等の救出資材、脚立、ロープ、ヘルメット、手袋、懐中電灯ヘッドライト、救急用品（包帯・止血帯・三角巾・副木等）、AED、担架、毛布、リヤカー、土のう・水のう、止水板 等
	初期消火資機材	消火器、バケツ、消防ホース、筒先、ホース接続金具、スタンドパイプ、スピンドルドライバー、消火栓開閉器具、可搬ポンプ、とび口 等
	避難誘導・支援資機材	拡声器、メガホン、ロープ、ビブス、誘導旗、誘導灯、車いす、リヤカー 等
	給食・給水資機材	かまど、ガスバーナー、卓上コンロ、釜、鍋、調理用具、燃料（ガスボンベ・カセットボンベ）、浄水装置、ポリタンク、給水袋、ビニールシート、マッチ・ライター、大小ビニール袋、使い捨て食器、割箸、使い捨てスプーン、長期保存食料・飲料水 等
	情報収集・伝達資機材	携帯ラジオ、パソコン・タブレット、拡声器、メガホン、警笛、懐中電灯、ヘッドライト、ヘルメット 等
非常持出品と言われるもの	貴重品	現金、キャッシュカード、預金通帳、印鑑、マイナンバーカード、免許証、権利証書、健康保険証 等
	非常食等	常温で保存できる食料（カンパン・缶詰・栄養補助食品等）、飲料水、水筒、給水袋、食器（金属・プラスチック製）、割箸、缶切り、多機能ナイフ、キッチン用ラップ、ビニール袋 等
	応急医薬品	服用薬、常備薬、お薬手帳、絆創膏、包帯、消毒薬、傷薬、胃腸薬、鎮痛剤、目薬 等
	生活用品	衣類（下着・上着・靴下など）、タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、マスク、手袋、雨具、マッチ・ライター、ビニール袋、生理用品、紙おむつ、携帯トイレ、洗面具、歯ブラシ、歯磨き粉 等
	その他	スマートホン、タブレット、携帯電話、充電器、充電電池、携帯ラジオ、懐中電灯、電池、眼鏡、老眼鏡、入れ歯、アイマスク、耳栓、教科書・ノート、筆記具 等
非常備蓄品と言われるもの	食料	飲料水（一人1日3リットル）、長期保存食（カンパン・缶詰・レトルト食品・アルファ米・栄養補助食品・ドライフード等）、米、インスタント食品、調味料、粉ミルク、離乳食、菓子類 等
	炊事具・燃料	卓上コンロ・携帯コンロ、固形燃料、カセットボンベ、木炭、予備のガスボンベ、燃料携行缶 等
	生活用品	毛布、寝袋、マット、テント、簡易ベッド、洗面用具、ウェットティッシュ、ドライシャンプー、簡易トイレ、トイレトペーパー、乾電池、紙食器 等
	生活用水	風呂・洗濯機などへの水の汲み置き、雨水貯留タンクへの雨水貯留 等
	その他	キッチン用ラップ、使い捨てカイロ、ビニールシート、新聞紙、マッチ・ライター、ろうそく、ガムテープ、笛、ロープ、バール・スコップ・のこぎり・ジャッキ等の工具、ペットフード、土のう・水のう、携帯発電機、蓄電池、コードリール、ゴムボート、自転車等